身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第５号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由				心臓，じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	肝臓機能障害
								上肢機能 / 移動機能							
1級	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい，屈折異常のある者については，きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	運等を常ほ能意調肢日が可随失上る動不・りす活どの動よ用活んも / 運等が意調行のも随失歩なも不・り能動よ可	心臓の機能障害により自己の日常生活が極限されるもの	じん臓機能障害により自己の日常生活が極限されるもの	呼吸器機能障害により自己の日常生活が極限されるもの	器のよの日活度さも能にこ自活極限もう又機自生極限もう腸障り常動にれるの日活度さの	腸の障り身常動にの日活極度されるもの	免全ス免能に常ほ不のヒト不ルる機害日がどもヒイよの障り活んど能	肝臓の障り活ほ不も機害日活とど可の
2級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の２分の１以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の２分の１以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐っていることができないもの 2 体幹の機能障害により歩行が困難なもの	運等がさ意調行限随失歩制動よ度る / 運等を常極れ意調肢日がさ随失上る作限不・りす動制動よ用活にも						免全ス免能に常極限のヒト不ルる機害目が制るヒイよの障り活にれる	肝臓の障り活が極限も樹害日活度さの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能，言語又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	運等が日にも意調行の動る随失歩で活れ不・り内活さ動よ庭生限 / 運等を常著れ意調肢日がさ随失上る作限不・りす動制動よ用活くも	心臓の機能障害により家庭内で日常生活が制限されるもの	じん臓機能障害により家庭内で日常生活が制限されるもの	呼吸器の機能障害により家庭内で日常生活が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能障害により家庭内で日常生活が制限されるもの	腸の障りで生が制る内常動くれ	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の障り活著限もの機害日活しさ（社会で日常動くしされを除くの活著限もく。）
4級	1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能，言語又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		運等のよ日がさ意調会活くも随失社生しる不・り常著れ動よ日がさ / 運等で活制の意調会活くも随失社生しる不・り常著れ動よ能社生しる	心臓の障りでの活著限もされるもの	じん臓機能のよで生が制るの障害社日活動くされるもの	呼吸器の機能のよで生が制るの障害社日活動くされるもの	ぼうこは直機にに会常動くさ腸の障よでの活著制れる	腸の障りの活著限もされるもの	免ウに疫のよで生が制るヒ不イルる機害社日活しされるもの	肝臓の障より活著限もされるもの
5級	1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両眼による視野の2分の１以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して５センチメートル以上又は健側の長さの15分の１以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	運等で活あ意調会活の随失社生障不・り常支の動よ日にも / 運等のよ日にの意調肢にの動限随失上る作で活制不・る障会活活障のあるもの							
6級	一眼の視力が0.02以下，他眼の視力が0.6以下のもので，両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上，他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢のニ指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		運等の意調肢日がさ随失上る作限不・りす動制動よ用活くも能の劣るもの / 運等機動移動るもの随失歩で活れ不・り内活さ動よ庭生限							
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節，肘関節又は手関節のうち，いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢のニ指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指，くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指，くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節，膝関節又は足関節のいずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢の全ての指の機能を全廃しても 6 一下肢が健側に比して３センチメート上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に随意調運動・失を有するもの / 下肢に不随意運動・有すもの随失るす等を							

備考

1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は，1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは，該当等級とする。
2 肢体不自由においては，7級に該当する障害が2以上重複する場合は，6級とする。
3 異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については，障害の程度を勘案して該当等級より上の級とすることができる。
4 「指を欠くもの」とは，おや指については指骨間関節，その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5 「指の障害機能」とは，中手指関節以下の障害をいい、おや指については，対抗運動障害をも含むものとする。
6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは，実用長（上腕においては腋窩より，大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
7 下肢の長さは，前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

※ ■ が第１種，その他が第２種になります。